

飼養衛生管理基準が改正されました

昨今の国内外での家畜伝染病の流行を踏まえ、全畜種での衛生管理の強化を図るため、牛の飼養衛生管理基準基準が見直されました。

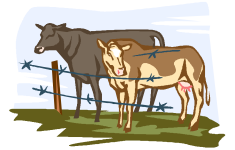
基準を確認し、衛生管理の点検をお願いします。

【主な改正ポイント】（一部を除き令和2年10月1日施行）

○ **家畜の所有者は衛生管理に責任**を持つことが明記され、「**衛生管理者**」を定めることや今後「**衛生管理マニュアル**」を整理することとされました。

○ 家畜疾病の防疫に重要な、**衛生管理区域を設定**して、区域内に「**入れない**」、「**区域内で拡げない**」、「**持ち出さない**」の3体系に分類し、それぞれに基準が設けられました。

○ **主な新設項目**は、下記のとおりです。



- ・ **衛生管理者**の設置と責任について
- ・ **衛生管理マニュアル**の作成と取組（令和4年2月施行）
- ・ 家畜伝染病の発生による**放牧制限に備えた準備措置**
（令和3年10月施行）
- ・ 衛生管理区域**専用の長靴、衣類**の準備と使用
- ・ **車両の消毒**装置の設置と使用
- ・ 衛生管理区域内での**愛玩動物の飼養禁止**
- ・ 衛生管理区域内の**除草、整理整頓、敷地の消毒**

※具体的な衛生管理やマニュアル整備について御不明な点は当所までお問い合わせください。

○ **罰則の強化**

・口蹄疫を疑う特定症状を発見したときの届出をしない、虚偽の届出をした場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

・飼養衛生管理基準の改善措置命令違反の場合、100万円以下の罰金

岩 手 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所

〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東館41-1

TEL 0197-23-3531

☎ 0197-23-3593

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準の概要

① 家畜の所有者の責務を新設（Ⅰ－１）

家畜の所有者は、飼養衛生管理者を選任（農場主可）のうえ、同管理者は最新情報の把握に努め、防疫に関する責任を持ち、発生予防とまん延防止に努めること。

② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－３）

飼養衛生に関する10項目を含む管理マニュアルを作成し、農場のルールに従業員全員が取組み、農場関係者にも周知すること（令和4年2月施行）。

③ 放牧制限の準備について新設（Ⅰ－９）

口蹄疫等の家畜伝染病の発生による放牧制限に備え、避難用設備の確保（簡易柵やビニルハウス）、出荷または移動のための準備をしておくこと（令和3年10月施行）。

④ 愛玩動物の飼養禁止を新設（Ⅰ－11）

共通の家畜伝染病を予防するため、猫等の愛玩動物を飼養衛生管理区域内で飼育できないこと。

⑤ 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（Ⅱ-16、17）

衛生管理区域専用の衣服・長靴を準備して使用すること、出入口に車両消毒設備を設置し、出入りともに消毒すること。

⑥ ねずみ及び害虫の駆除について新設（Ⅲ－29）

殺そ剤・殺虫剤の散布や粘着シートを設置すること。

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－30）

不要資材の処分、除草、整理整頓、敷地の消毒をすること。

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html